

2016, 12, 8大村入管センターとの意見交換会のコメント  
2017, 1, 21 ネットワーク・九州 事務局員竹内正宣

## 1, 参加者の変化

参加者の地域別は、東京3, 福岡11 (1は山口)、熊本3, 長崎12の合計29人。

毎月面会活動を行っている面会団の中で、被收容者が東京(品川)から移送されたり、仮放免後の指定住居地が関東が増えていること、また元技能実習生や元日本語学校留学生が増える等の全国化と多様化に対応するためには、全国の関係団体との連携の必要性が強く認識されてきました。

そこで、この意見交換会への参加呼びかけも今までの枠を広げることにしました。

前年に代表が参加された難民支援協会にも呼びかけ、2人ご参加いただきました。

弁護士会との連携強化として長崎、福岡の各弁護士会の中の国際関係の弁護士に一人枠を用意して、呼びかけ、共に1人ご参加いただきました。

11月2日に交流の機会があった東京第一弁護士会にも呼びかけ、一人ご参加いただくことになりました。

結果として、弁護士さんが3人も参加されることになりました。

## 2, 施設見学

施設見学は、移動のしやすさと説明の届きやすさを勘案して20人という枠を設けて実施しています。

難民支援協会2, 弁護士さん3, あと各地かの代表15人が、今年も施設内に入りました。

2階の面会受付の処遇担当部署の横を通り、そこである日の收容者に出された食事の写真を見ました。宗教や病気等を考慮して18種類の食事を施設外の業者の調理により提供しているとのことで

次に、医療関係のブロックです。CT、レントゲン、歯科治療設備(1週間に1回午前中のみ診療)、内科診療室(1週間に3回、2人の医師が診療)、薬局、カウンセリング室等を見ました。「ちょっとしたクリニックの設備は整っている」ことを確認しました。次に1階の野外の運動場を見、被收容者の最初の受け入れ手続をする部屋。最後が3階の居住区です。

これまで私が知る6年間の中では初めて、居住区を見学です。もちろん実際に被収容者が住んでいる部屋は見れませんので、それと作りが同じ構造の施設を見せてもらったということです。畳10畳に板敷きが少しあり、中段に物入れがあり、トイレは一部透明ですが個室になっていました。廊下（ホール）側の窓の高さは、小学校のそれと同じで、刑務所を想像されていた人にとっては、随分見通しがいいとびっくりです。定員は10人ですが、現在は平均5人前後が1部屋に居住しています。この作りの部屋が5つあり、全員で共通に使うためにシャワー数室と洗濯機がある部屋があります。ホールには自動販売機と電話の設置後の後がありました。実際にも飲料の自動販売機とKDDIの電話が置かれているそうです。

大方の見学者にとって、イメージより明るく、広いと感じたようですが、ここで1年もいる、あるいは生活するとなるとやはり心が折れてしまいそうです。

この居住区の見学は、毎月の面会の時に、被収容者の生活ぶりを具体的に思い浮かべながら、被収容者に寄り添い、アドバイスをするのに大いに参考になりました。

施設見学は、これで終了ですが、このセンターに初めて来所して、面会室に入ったことのない数名は、この後面会室の見学をしました。

### 3、大村入管センターとの意見交換会

① センター側の対応者は、処遇統括のXXさん、同じ処遇統括のXXさん、企画管理・警備の統括のXさん、総務課長の塚原課長、同じ総務係長のコウダさん。

②

（総評）被収容者が、2014年10月末、20人から、2015年同44人そしてその後も増えているが職員の増員はナシと言う被収容者への処遇の上では厳しい状況の中で、意見交換会を迎えました。被収容者が2016年同で60人に増えていることを確認しましたが、職員は相変わらずそのままです。この中でも被収容者ならセンターに対する医療関係の不満は一定解消されており、処遇部門はよく頑張っているな、と言うのが正直な感想です。仮放免申請に対する回答時間が長引き、昨年9月頃は被収容者の中で不満が溜まっていました。この部分の改善が望まれます。未就学時の子と母親による面会が係官抜きで行われたことは、一定評価出来ます。日用品の購入について、一定希望が出せることが分かりました。

③ 質問項目に対する回答についての主な特徴（数字は質問の番号）

（1、収容施設と被収容者の収容状況）

① 被収容者の中で、ベトナム国籍者は前年3人から本年12人と急増。ブラジルも5人から10人に増加しています。ベトナム国籍者は8割は主に関西で収容された元日本語学校留学生と思われま

② 大村入管センターの被収容者の中で、いずれの入管機関に収容されて現在に至る通算の最長収容機関について質問しましたが、これは「パス」されました。事後に電話で担当窓口に尋ねましたら、「そのような統計は取っていない」というものでした。私達が把握しているのでは、西日本センターと大阪入管を經由して通算で、4年1ヶ月（10月末現在）という方がおられます。日本での最長です。

⑦ 自傷行為が前年0に対して10月までで2件というのは気になります。

⑦ 仮放免許可証で指定された住所地が、39人中関東18人、東海14人、近畿5人で、46%を占めます。前年が32人中12人で、37%でしたが、これより高率になっています。

（2、医療スタッフ及び医療ケア）

④ 外部の医療機関の利用状況について、前年45件が、当年27

⑤ 施設内の医師の診療で通訳がついた件数が、前年19件が、当年5件

④、⑤共に、1年半くらい前にピークだった医師と医療への不信、不満がかなり改善されていることが分かります。毎月の面会でもまとまった不満等は聞かれ無い事とも符号します。

（3、被収容者の処遇）

⑧ 未就学時の面会について1件と、初めて確認され、その時、係官は立ち会いしなかったことが分かりました。

⑩ 仮放免申請から結果が出るまでの標準処理期間を初めて聞きましたが、「設けていない」とのことです。行政手続法では、入管関係は例外（除外）となっていますが、実質的に内規としてどのように決めているか聞きたかったところです。被収容者には50日をメドにしていると係官は説明していると聞いています。

（4、その他）

② 熊本地震を受けての質問です。意見交換会閉会後に熊本からの参加者がある統括に尋ねたところ、この防災訓練は熊本地震を念頭に置いて実施するとのことでした。

#### ④ 要望についてのコメント

5、初めて日用品の購入について要望を出しました。週2回の決まった品目の購入に加えて、保安上、衛生上問題がなければ希望が出せることがわかりました。

他は例年通りの回答ですが、常勤医師の確保は早く実現して欲しい物です。

#### 4、面会活動の受け容れ不能と参加者の意見交換会

例年ですと意見交換会後に、福岡と熊本からの参加者が、被収容者との面会を1セット行ってきましたが、今回、職員が少なく対応出来ないとのことで、面会活動は控えました。

## 5, 参加者による懇親のための交換会を近くの教会で実施

面会行動の中止もあり、近くのカトリック植松教会で約25人が参加して懇親と交流を行いました。毎月面会をしている人達は、被収容者から聞かれて疑問に思っていたこと等を難民支援協会や弁護士さん達に聞くことが出来ました。また東京入管や東日本センターでは、定期的に弁護士会による被収容者対象に無料相談会を行っているとのことで、是非とも大村の施設内でも、九州弁護士会連合会が協力して無料相談会を実施して欲しいとの意見が出ました。

ネットワーク九州でも、大村についての今年の課題は、九州弁護士会連合会の北の3県によって大村入管センター内で、年に数回でも被収容者を対象とする相談会の実施のために要望をすることと考えています。